

## 第5章 データ公表に係る検討

### 5 - 1 開示請求

#### 5-1-1 開示請求における状況

##### (1)開示請求の方法

PRTR 制度に届出された個別事業所のデータを入手するには、以下の3つのステップを踏んで開示請求を行う。なお、データは CSV 形式などのファイルであり、「けんさくん」などに取り込んで活用することとなる。

「ファイル記録事項開示請求書」に必要事項を記入  
開示請求手数料(全てのデータを入手する場合)1,100 円を納める  
以下の3種類の方法から「ファイル記録事項開示請求書」を環境省または経済産業省の窓口提出する

- ・ 窓口に直接持参
- ・ 返信用封筒を同封の上、郵送
- ・ インターネットの電子申請システムを利用

##### (2)開示請求の実績

環境省における年度ごとの開示請求件数の推移を表 5-1 に示す。平成 14 年度は第1回目の公表直後の短い期間に限られる、という特殊要因を除けば、年度ごとの開示請求件数は減少傾向にある。

表 5-1 環境省における開示請求件数の推移

年度	媒体別の開示請求件数				合計
	CD-R	FD	紙	電子申請	
平成 14 年度	270	1			271
平成 15 年度	540	27	18		585
平成 16 年度	400	7	13	7	427
平成 17 年度	292	1	6	8	307
合計	1,502	36	37	15	1,590

注:平成 14 年度は平成 15 年 3 月 20 日～3 月 31 までの期間に限られる。

### (3) 自治体における条例の情報開示

条例に基づいて報告されたデータ(年間取扱量等)は、事業所別のデータとして公表しているケースはなかったが、情報公開条例に基づく開示に対する方針をヒアリング調査で確認した結果、表 5-2 に示すとおりであった。年間排出量と比べると、年間取扱量は事業活動に直結する情報になり得ることから、情報開示にやや慎重になっているものと考えられる。

表 5-2 条例に基づいて報告された取扱量データ等に係る情報開示の方針

内容		自治体
開示	事業所別の取扱量データも情報公開条例に基づきすべてを開示	埼玉県・神奈川県・横浜市
開示の是非を検討	報告徴収により得た取扱量データは事業者には是非を確認してから開示	川崎市
	事業活動への影響の有無を慎重に判断 開示できない相当な理由がある場合に限り非開示	石川県 名古屋市・愛知県
非開示	取扱量は営業秘密に該当するとみなし、開示しない予定	札幌市
	公害防止協定の内容について開示請求があったが、取扱量は営業秘密とみなし非開示	千葉県
	区市から事業所名は受け取っていないため、情報公開請求されても対応できない	東京都

### (4) 諸外国の状況

我が国では個別事業所のデータを入手するには開示請求手続きが必要であるが、PRTR 制度を実施している諸外国(米国、カナダ、EU、イギリス、フランス、オーストラリア、韓国)では、ウェブ上にてデータベースを開設し、全て施設毎の個別データの公表という形式をとっている(韓国は 2008 年 1 月 1 日より施設ごとの個別データを公表予定)。

#### 5-1-2 開示請求に係るデータ

##### (1) NGO による個別事業所データの公表例

NPO 法人有害化学物質削減ネットワーク(Tウォッチ; Toxic Watch Network)では、ウェブ上にてデータベースを構築し、個別事業所データの検索が可能なシステムを「PRTR 検索」として公開している(図 5-1)。入手したい事業所の条件を選択すると、個別事業所の事業所概要及び排出・移動量等閲覧することが可能である(Tウォッチホームページ; <http://toxwatch.xteam.jp/HP/Default.htm>)。ただし、個別事業所の排出・移動量データの一括ダウンロード等はすることができない。

NPO法人 有害化学物質削減ネットワーク  
 Tウオッチ Toxic Watch Network

トップページ PRTR検索 PRTR関連情報 学習会シンポジウム Tウオッチ紹介 ディスカッション広場 会員募集 会員専用

English 日本語 サイトマップ

**PRTR検索**

工場(事業所)を検索  
 会社(企業)を検索  
 化学物質を検索  
 市区町村の窓口を検索  
 コメント掲示板  
 用途・副生成源からの物質検索  
 アンケート  
 改良・改善の記録  
 2003年バージョン  
 2005年バージョン

**PRTR検索**

1. 工場(事業所)を検索  
 工場(事業所)名・業種・住所で検索して、そのPRTR届出情報を閲覧したり、比較する。

2. 会社(企業)を検索  
 会社(企業)名・業種・住所で検索して、そのPRTR届出情報を閲覧する。

3. 化学物質を検索  
 化学物質名から検索して、そのPRTR届出情報を閲覧する。

4. 市区町村を検索  
 市区町村を検索して、その問い合わせ窓口や地域データを閲覧する。

5. コメント掲示板  
 このデータベースを使用して有害化学物質削減のための質問や意見を書き込む。(書き込みは会員限定。読出しはどなたにもできます。)

6. 地域別汚染マップ  
 エコケミストリー研究会の地域別汚染マップにリンクしています。

7. 用途・副生成源からの物質検索  
 エコケミストリー研究会の用途・副生成源からの化学物質検索にリンクしています。

工場 のPRTR排出移動登録

工場の検索 会社  
 物質の検索 行  
 English 日  
 (C)2003-2005. 有電

会社(企業)名: トヨタ自動車株式会社 [本社詳細](#) (27398)

工場(事業所)名: 本社および本社工場 [工場詳細](#) (57615) [コメントを見る](#)

主業種名: 輸送用機械器具製造業(3100)

届出物質数:  2001年度 12件、 2002年度 11件、 年差

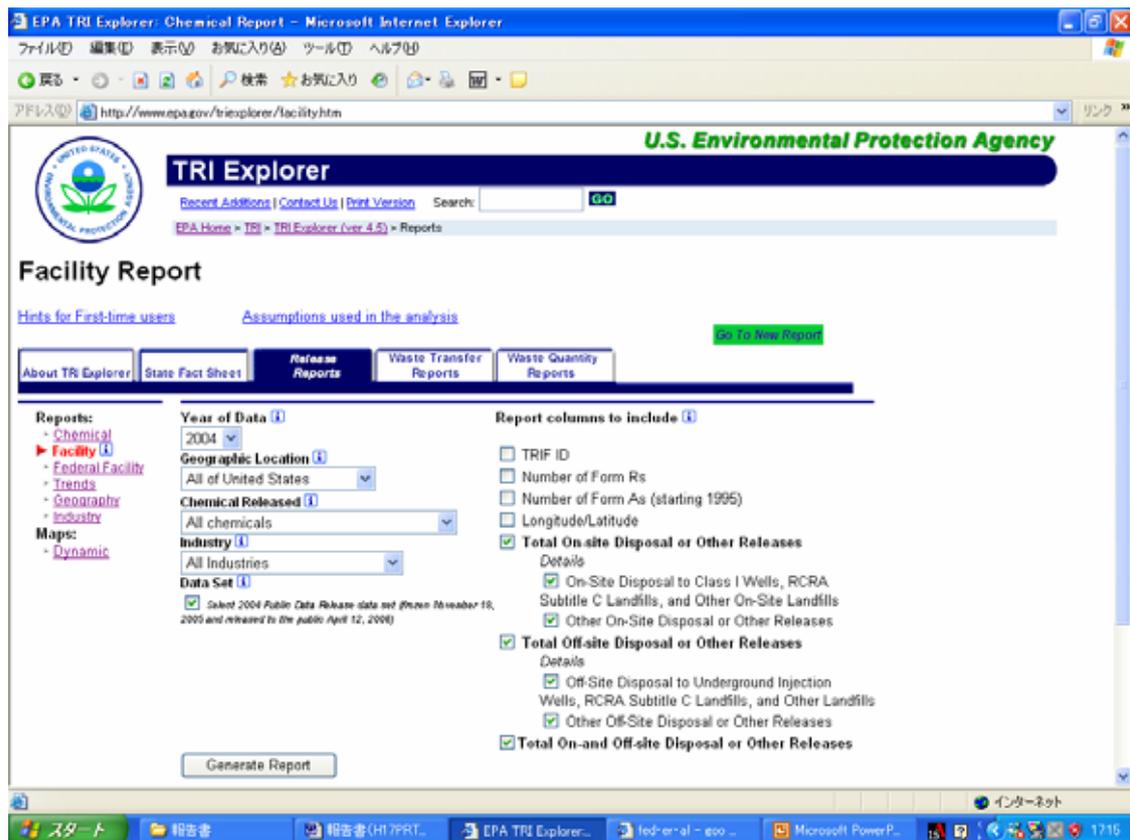
番号	物質名	排出年度	大気	水域	水質名	土壌	埋立	下水	廃棄	総排出	総移動
1	重鉛の水溶性化合物	2002	0	150	矢作川	0	0	0	1200	150	1200
40	エチルベンゼン	2002	1100	0		0	0	0	0	1100	0
43	エチレンジリコール	2002	32	0		0	0	0	15000	32	15000
44	エチレンジリコールモノエチルエーテル	2002	19000	0		0	0	0	0	19000	0
63	キシレン	2002	42000	0		0	0	0	0	42000	0
101	酢酸2-エトキシエチル	2002	31000	0		0	0	0	0	31000	0
177	スチレン	2002	0	0		0	0	0	530	0	530
224	1,3,5-トリメチルベンゼン	2002	34	0		0	0	0	0	34	0
227	トルエン	2002	33000	0		0	0	0	0	33000	0
288	ベンゼン	2002	10	0		0	0	0	0	10	0
311	マンガン及びその化合物	2002	0	240	矢作川	0	0	0	8500	240	8500

出典: Tウオッチホームページ; <http://toxwatch.xteam.jp/HP/Default.htm>

図 5-1 NGO団体によって公表されている個別事業所の排出量等のデータの例

(2) 海外における情報公開例

米国環境庁における個別事業所データの公表の例を図 5-2、表 5-3 に示す。物質、地域等を選択して個別事業所データの表示をさせることができ、個別事業所データは排出量などで並びかえることも可能である。また、各事業所の届出内容もすべて公表されている。公表されている内容(=届出項目)は、付表 5-3 を参照。



出典: 米国環境庁ホームページ (<http://www.epa.gov/tri/>)

図 5-2 米国環境庁における個別事業所データの表示条件の選択画面

表 5-3 米国環境庁における個別事業所データの公表例  
(ジクロロメタン Fugitive Air Emission の上位 5 位の事業所; 単位は pounds)

Row #	Facility	On-site Disposal to Class I Underground Injection Wells, RCRA Subtitle C Landfills,				Other On-site Disposal or Other Releases								
		Underground Injection in Class I Wells	RCRA Subtitle C Landfills	Other On-Site Landfills	Sub Total	Fugitive Air Emissions	Point Source Air Emissions	Surface Water Discharges	Underground Injection in Class II-V Wells	Land Treatment	RCRA Subtitle C Surface Impoundments	Other Surface Impoundments	Other Land Disposal	Sub Total
1	GE PLASTICS MT. VERNON INC., 1 LEXAN LN, MOUNT VERNON, POSEY,	0	0	0	0	468,200	8,300	250	0	0	0	0	0	476,750
2	GENERAL ELECTRIC CO, ONE PLASTICS DR, BURKVILLE,	0	0	0	0	251,178	14,927	440	0	0	0	0	0	266,545
3	3V INC, 888 WOODSTOCK ST, GEORGETOWN, GEORGETOWN, SC	0	0	0	0	205,039	655,704	14	0	0	0	0	0	860,757
4	ABBOTT PHARMACEUTICAL S PR LTD, RD NO.2 KM 58.0 CRUCE DAVILA, BARCELONETA,	0	0	0	0	189,502	71,062		0	0	0	0	0	260,564
5	EASTMAN KODAK CO KODAK PARK, 1669 LAKE AVE, ROCHESTER, MONROE, NY	0	0	0	0	86,000	510,000	2,300	0	0	0	0	0	598,300

出典: 米国環境庁ホームページ (<http://www.epa.gov/tri/>)

### 5-1-3 開示請求の必要性の検討

#### (1) 自治体からの意見

自治体アンケートによると開示請求を撤廃すべきという意見が 68 自治体中 9 自治体あった (【参考資料1】参照)。

#### (2) NGO 団体のヒアリング

WWF ジャパンが他の NGO 団体へ個別にヒアリングした結果、5 団体中、4 団体が PRTR データの全面公表を希望していた。主な意見は以下のとおり。

- ・ Web 上にて公表(4 件)
- ・ 個別事業所情報を自治体等が公表できるなど、公開に関する規定を法文に明記
- ・ 下水道へ排水している事業所については、放流先下水道処理施設名を公表
- ・ エクセル等で検索結果が全て保存可能にすべき
- ・ 国が事業者名と GIS(地理情報システム)を駆使した情報提供を進めていくべき
- ・ 開示データは txt. 形式のため、利用しにくい

#### (3) 開示請求に係る手続き

現状、開示請求の手続き及び入手後のデータの利用には以下のような問題点があると考えられる。

##### 開示請求の手続き

開示請求は「ファイル記録事項開示請求書」に必要事項を記入の上、3種類の提出方法から選択することとなっているが、それぞれに以下のような問題点がある。

表 5-4 開示請求の手続きに係る問題点

ファイル記録事項開示請求書の提出方法	問題点
環境省窓口へ直接持参	・ 環境省まで直接出向く必要がある。
返信用封筒を同封の上、郵送	・ 返信用封筒を用意する等手間がかかる。 ・ 郵送してから窓口へ届き、さらにデータが返信されるまでしばらく時間を要する。
インターネットの電子申請システムを利用	・ 環境省のホームページから開示請求する方法だが、請求者と開示側の間でやりとりするステップが複数あり、金融機関を通じて手数料を納付する必要があるなど、手続きが煩雑である。 ・ データは CD-R で郵送されるため、電子システムによる効率化が十分に達成されておらず、データ入手までかなりの時間を要する。

#### 開示請求に伴う手数料

- ・ 手数料は電子申請を除き、全て収入印紙でなければ納めなければならない。
- ・ 手数料は事前及びその場で納付しなければならない。
- ・ 全てのデータを開示請求する場合には 1,100 円の手数料がかかる。

#### 入手したデータの処理

- ・ CD-R や FD で開示請求した場合、データは CSV 形式で保存されており、そのままではデータを閲覧することができない。
- ・ 経済産業省の提供する「けんさくくん」やその他アプリケーションに取り込む等の工程が必要である。

#### (4) 考察

諸外国の事例や自治体、NGO 団体からの意見からもあるように、開示請求を廃止して個別事業所データをホームページ等で公表することが望ましいと考えられる。個別事業所データを公表することにより以下のようなメリットが考えられる。

- ・ ウェブ上にて公表されることにより、広く市民へ情報公開が可能になる。
- ・ 情報をタイムリーに手間をかけることなく、入手することが可能になる。
- ・ 自治体においても、リスクコミュニケーションが積極的に実施可能になる。

しかし、事業所別のデータを公表する場合には、届出事項の追加等とも関連して、事業者の営業秘密への配慮も必要と考えられる。

## 5 - 2 届出データ等の集計方法

### 5-2-1 集計方法の現状

#### (1) 化管法における集計方法

化管法における PRTR データの集計方法はほぼ固定化されており、公表初年度から大きな変化は見られない。PRTR データの集計表の種類について、PRTR パイロット事業における集計表の種類と比較した結果を表 5-5 に示す。

PRTR パイロット事業と比較すると、化管法に基づく PRTR 制度の集計表の種類としては、報告件数や、事業所規模、ハザードランクによるものが廃止されている。

表 5-5 PRTR パイロット事業との集計方法の比較(その1)

集計表の種類		化管法 PRTR 制 度	PRTR パイロット 事業
排出・移動の概要	報告・推計された化学物質の種類		
	排出量の大きな化学物質		
	ハザードランク別		
	媒体別		
	排出量規模別(度数分布)		
	業種(業種グループ)別		
	報告された業種別・化学物質の種類		
	事業所規模別		
	非点源発生源別		
	地域別		
	地域別・単位面積あたりの排出量		
	報告された都道府県別・化学物質の種類		
	対象化学物質別		
	前年度との比較(報告データ)		
媒体別の排出量・ 移動量	対象事業所の合計		
	特定第一種指定化学物質別・業種別		
	特定第一種指定化学物質別・点源・非点源排出量		
	地域別(地域別の合計)		
	地域別(細分化した地域別)		
	地域別・物質別		
	業種別(業種グループの合計)		
	業種別(細分化した業種別)		
	業種別・物質別		
	対象外事業所の合計		
	前年度との比較(報告データ;総括)		
	前年度との比較(報告データ;細分化した地域別)		
前年度との比較(報告データ;業種グループ別)			

表 5-5 PRTR パイロット事業との集計方法の比較(その2)

集計表の種類		化管法 PRTR 制 度	PRTR パイロット 事業
点源の排出・移動 に付帯する集計	業種別・報告事業所件数		
	別紙報告事業所数(地域×事業所規模)		
	別紙報告事業所数(業種×事業所規模)		
	別紙報告事業所数(業種×地域)		
	対象外事業所の別紙報告事業所数(業種×地域)		
	地域別・報告事業所件数		
	地域別・物質別の報告件数		
	業種別・物質別の報告件数		
	業種別・物質別・排出量規模別の報告件数		
	業種別・事業所規模別・物質別の報告件数等		
	移動先別の報告件数及び廃棄物移動量		
	算定方法別の報告件数		
	廃棄物の種類・形態別の報告件数		
	廃棄物移動先における処分方法別の報告件数		
事業所敷地内埋立処分の区分別の報告件数			
非点源排出量	発生源別・(細分化した)地域別		
	発生源別(対象地域の合計)		
	裾切り未満の試算例		
	地域別・点源・非点源の合計排出量		
	点源・非点源の排出量上位 10 物質の排出量内訳		
	前年度との比較		
点源 - 非点源別 の排出量	総括表(すべての報告事業所)		
	地域別(地域別の合計)		
	地域別(細分化した地域別)		

注:PRTR パイロット事業の集計表の種類は年度によって異なるが、一度でも採用した集計方法を” ”で示す。

(2)自治体における集計方法

自治体が独自に地域のニーズに応じた形で集計し、ウェブ上にて公表している結果を表5-6に示す。また以下に示す以外にも環境白書やパンフレット等において、集計結果を公表している。

表 5-6 自治体のウェブサイト上における公表状況(その1)

都道府県名	公表状況			備考
	県単位	ブロック単位	市町村単位	
北海道	+			
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県	+			
山形県				
福島県				サイトの準備はされているが工事中
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県	+			
千葉県	+			
東京都				H13 集計結果は市町村別集計もあり
神奈川県	+		+	
新潟県	+			
富山県	+			
石川県	+			
福井県				
山梨県				
長野県	+			
岐阜県				
静岡県	+			
愛知県				
三重県				
滋賀県	+			
京都府				
大阪府	+		+	
兵庫県	+			
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県	+			
岡山県	+			
広島県	+			
山口県	+			
徳島県	+			
香川県	+			
愛媛県				
高知県	+			
福岡県				
佐賀県				
長崎県	+			
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県	+			
沖縄県				

都道府県(+は「届出外排出量の推計」データを掲載していることを示す)

表 5-6 自治体のウェブサイト上における公表状況(その2)

政令市名	公表状況		備考
	市単位	区単位	
札幌市	+		
仙台市			
さいたま市			
千葉市			
川崎市			
横浜市			
名古屋市			
京都市	+		
神戸市			
広島市			
福山市			
北九州市			
福岡市			

出典：平成 15 年度 PRTR データ評価・活用方策検討調査（平成 16 年 3 月、社団法人環境情報科学センター）

注1：空欄はウェブサイト上の情報を見つげられなかったことを示す。

注2：調査期間が H16.3.30～4.5 であり、データ更新等のために一時的に掲載していなかった可能性もある。

### (3) 諸外国の状況

米国環境庁においては、図 5-2 で示した個別事業所データの表示条件の選択画面において、届出年等の各種の条件を設定し集計表(レポート)や地図を表示させることが可能である。表示させることが可能な集計データの区分は下記のとおり。

< 集計が可能な区分 >

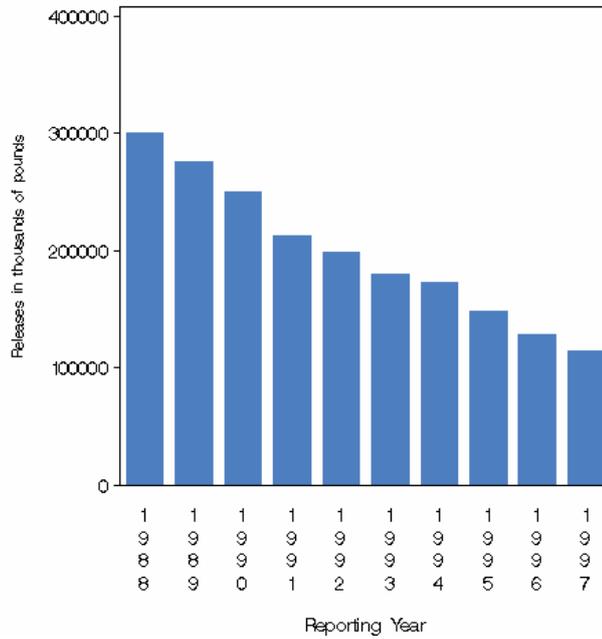
- ・ 対象化学物質
- ・ 施設(政府の施設を含む)
- ・ 対象年度
- ・ 地域
- ・ 業種

表 5-7 米国環境庁における集計公表の例  
(化学工業におけるトルエン排出量の経年変化; 単位は pounds)

Row #	Year	Fugitive Air	Stack Air	Total Air Emissions	Surface Water Discharges	Underground Injection Class I Wells	Underground Injection Class II-V Wells	Total Underground Injection	RCRA Subtitle C Landfills	Other Landfills
1	1988	15,522,561	23,495,564	39,018,125	120,346	.	.	1,374,469	.	.
2	1989	13,463,358	22,345,644	35,809,002	106,661	.	.	578,912	.	.
3	1990	12,682,627	21,024,381	33,707,008	173,659	.	.	1,323,259	.	.
4	1991	10,452,184	17,550,455	28,002,639	43,299	.	.	1,292,283	.	.
5	1992	9,889,179	16,983,907	26,873,086	34,614	.	.	1,587,003	.	.
6	1993	9,571,040	10,721,635	20,292,675	70,102	.	.	946,340	.	.
7	1994	8,752,596	9,471,148	18,223,744	51,143	.	.	445,665	.	.
8	1995	7,466,778	9,828,846	17,295,624	28,768	.	.	146,144	.	.
9	1996	7,383,656	8,981,091	16,364,747	24,128	148,899	4,000	152,899	1,279	2,690
10	1997	7,700,806	8,855,171	16,555,977	15,956	497,697	5,600	503,297	1,654	3,513

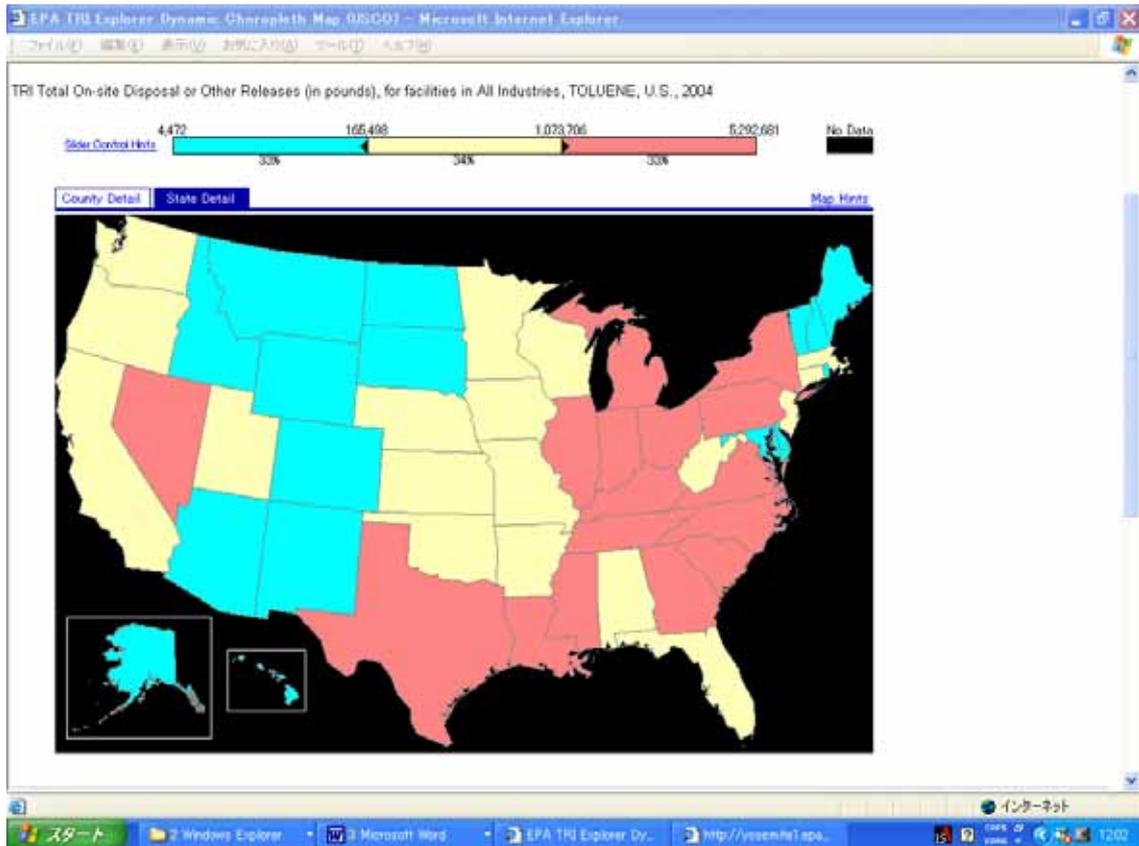
出典：米国環境庁ホームページ (<http://www.epa.gov/tri/>)

TRI Total On-site Air Emissions Reported (in thousands of pounds), TOLUENE,  
U.S., 1988 - 1997 All Industries



出典: 米国環境庁ホームページ (<http://www.epa.gov/tri/>)

図 5-3 米国環境庁における集計公表の例(トルエン大気排出量の経年変化)



出典: 米国環境庁ホームページ (<http://www.epa.gov/tri/>)

図 5-4 米国環境庁における集計公表の例(州毎のトルエン排出量の地図表示)

(4) NGOによる集計公表例

エコケミストリー研究会では市区町村別・物質別等に排出量等の推計及び集計を行いホームページにて公開している( 図 5-6 参照)。排出量だけでなく、リスクも加味した集計方法である(エコケミストリー研究会;<http://env.safetyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecochemi/>)。

出典:エコケミストリー研究会ホームページ;<http://env.safetyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecochemi/>

図 5-5 NGO におけるデータ公表の例(トップページ)

表 5-8 NGO における市区町村別推計等のデータ公表の例(その1)

**政令番号 24 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(C10~14)**  
**東京都内各市区町村での大気への排出源別排出量および排出密度 (平成15年度)**  
 (E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

市区町村コード	市区町村名	大気への排出密度 (kg/km <sup>2</sup> ・年)	大気への排出量(kg/年)					
			排出量合計	届出事業所	裾切以下事業所	非対象業種	自動車二輪車等	家庭
13101	千代田区	3.241	37.7		3.8E+1			
13102	中央区	3.747	38.0		3.8E+1			
13103	港区	1.924	39.1		3.9E+1			
13104	新宿区	1.809	33.0		3.3E+1			
13105	文京区	2.103	23.8		2.4E+1			
13106	台東区	13.514	136.2		1.4E+2			
13107	墨田区	24.058	330.8		3.3E+2			
13108	江東区	1.825	72.0		7.2E+1			
13109	品川区	4.392	99.8		1.0E+2			
13110	目黒区	1.950	28.7		2.9E+1			
13111	大田区	2.834	168.5		1.7E+2			
13112	世田谷区	0.892	51.8		5.2E+1			

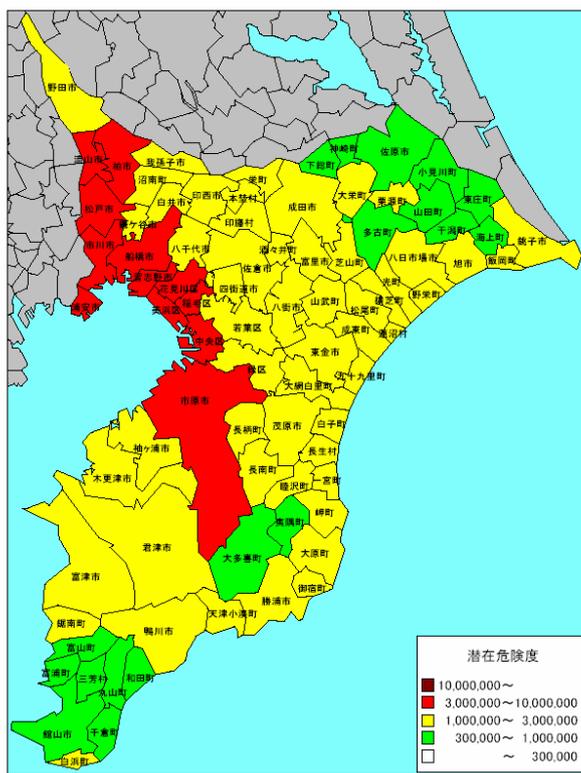
出典:エコケミストリー研究会ホームページ;<http://env.safetyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecochemi/>

表 5-8 NGO における市区町村別推計等のデータ公表の例(その2)

**東京都**  
都内市区町村の「排出/使用の潜在危険度」総括表 (平成15年度)

市区町村コード	市区町村名	農業以外の大気への排出の人に対する潜在危険度(m/年)	農業以外の水域への排出の人に対する潜在危険度(mm/年)	農業以外の水域への排出の水生物に対する潜在危険度(mm/年)	農業使用の人に対する潜在危険度(mm/年)	農業使用の水生物に対する潜在危険度(mm/年)
13101	千代田区	29,231,324	88	3,632	4,783	1,159,109
13102	中央区	32,117,957	94	6,430	12,098	2,919,110
13103	港区	28,146,043	6,447	183,383	11,355	2,735,846
13104	新宿区	25,555,797	2,134	37,627	20,742	4,985,098
13105	文京区	24,525,887	52	3,327	20,777	5,029,414
13106	台東区	30,450,471	152	6,689	20,800	5,036,090
13107	墨田区	27,809,266	160	6,757	21,003	5,109,948
13108	江東区	15,257,073	5,190	105,355	13,695	3,280,862
13109	品川区	21,568,283	35	3,088	19,390	4,688,973
13110	目黒区	26,116,834	19	3,144	22,711	5,482,024
13111	大田区	16,542,501	3,638	72,859	14,921	3,584,890
13112	世田谷区	22,446,753	8	2,298	46,632	8,610,616
13113	渋谷区	23,908,394	31	3,707	18,020	4,327,720
13114	中野区	23,698,968	139	5,493	27,941	6,525,843
13115	杉並区	23,576,203	9	2,622	31,660	6,519,492
13116	豊島区	27,118,011	37	4,080	25,151	6,048,342

出典: エコケミストリー研究会ホームページ; <http://env.safetyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecochemi/>



千葉県内市区町村別  
「農業以外の大気への排出の人に対する潜在危険度」分布 (平成15年度)

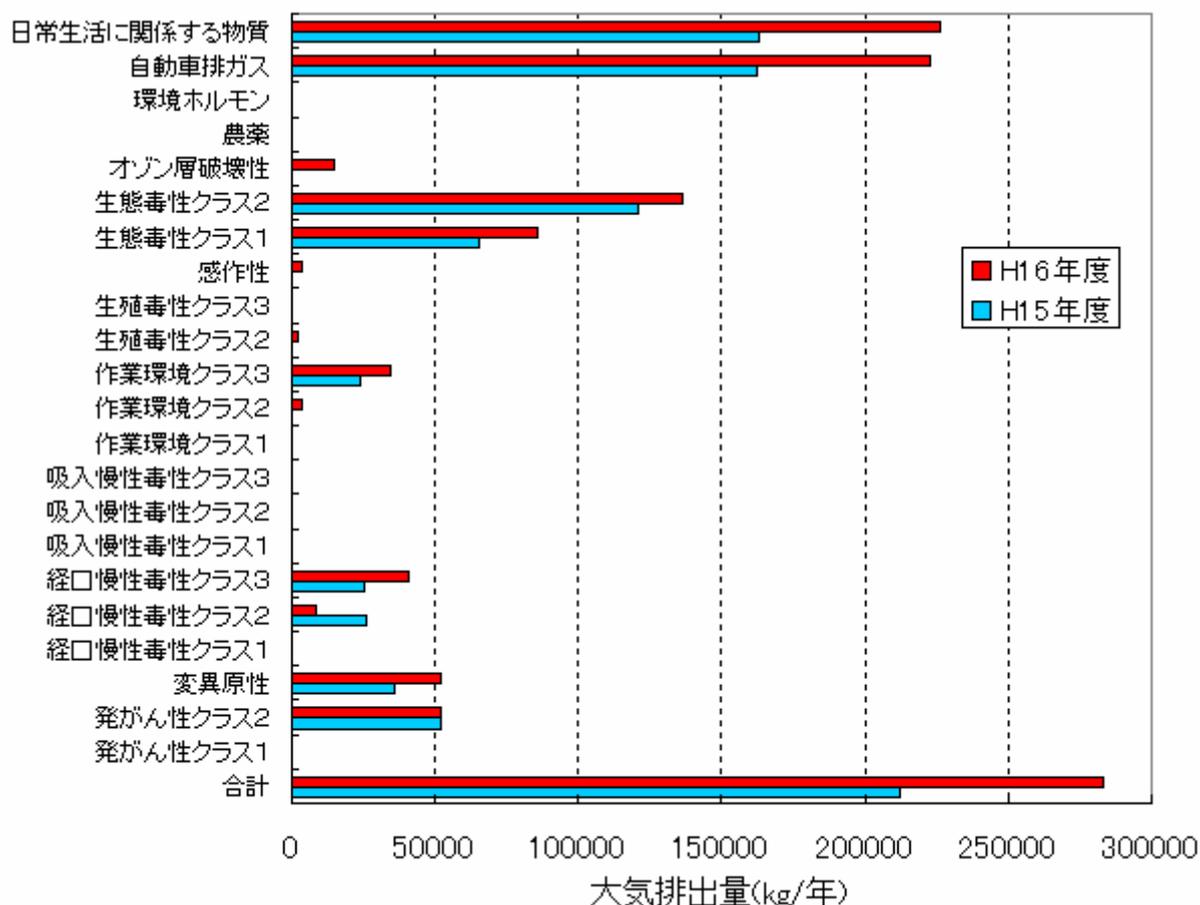
著作権: 横浜国立大学大学院 浦野・亀屋研究室/エコケミストリー研究会

出典: エコケミストリー研究会ホームページ; <http://env.safetyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecochemi/>

図 5-6 NGO における市区町村別推計等のデータ公表の例(地図表示)

### (5) 地方自治体における集計公表

地方自治体へのアンケート調査では、68自治体のうち25自治体が地域別(市区町村別等)の集計・公表を行っているという回答が返ってきた。地域別の集計・公表以外にも独自の集計公表を行っている自治体もあり、その一例として、神奈川県における毒性グループ毎の集計例を図5-7に示す。



出典: 神奈川県ホームページ; (<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/prtr/H16data/hyouji7.asp>)

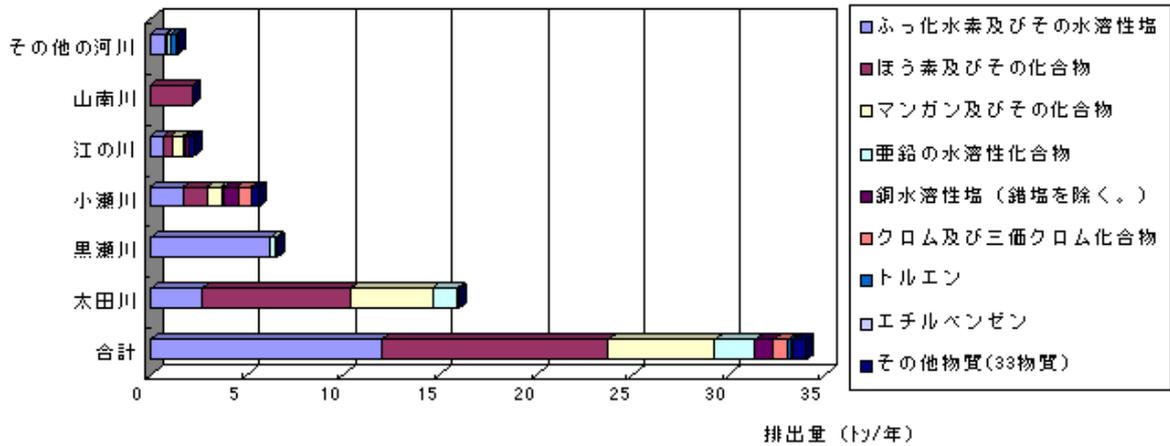
図 5-7 神奈川県による PRTR データの集計・公表の例

### (6) 集計に活用されていない届出事項

化管法に基づき事業者から届出を求めているにも関わらず、現時点までに国の公表資料で集計に使用されていない項目には、以下のようなものがある。

- ・ 事業所において常時使用される従業員の数
- ・ 従たる業種
- ・ 排出先の水域名(河川名等)
- ・ 当該事業所における埋立処分の方法(安定型・管理型・遮断型)

しかし、地方自治体の中には、これらの届出事項を使って独自に集計・公表している場合もある。その一例として、広島県における水域別の排出量の集計・公表の例を図5-8及び表5-9に示す。



出典：広島県ホームページ；(http://www.pref.hiroshima.jp/eco/g/g1/14prtr/detai3.htm)

図 5-8 広島県による河川別の集計・公表の例(その1)

表 5-9 広島県による河川別の集計公表の例(その2)

(単位:トン/年, %)

物質名	合計		太田川		黒瀬川		小瀬川		江の川		山南川		その他の河川	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合
ぶっ化水素及びその水溶性塩	12.0	35.2	2.7	16.7	6.2	94.9	1.7	30.4	0.7	30.1			0.7	51.4
ほう素及びその化合物	11.8	34.6	7.7	48.0			1.3	23.2	0.4	18.4	2.2	99.6	0.2	12.0
マンガン及びその化合物	5.5	16.3	4.3	26.6			0.7	12.2	0.6	25.9				
亜鉛の水溶性化合物	2.0	5.9	1.3	8.3	0.3	4.3	0.2	3.0	0.1	4.3			0.1	9.7
銅水溶性塩 (銅塩を除く)	1.0	3.0					0.7	12.2	0.2	8.0			0.1	3.6
クロム及び三価クロム化合物	0.7	2.1					0.7	12.2						
トルエン	0.2	0.6											0.2	14.8
エチルベンゼン	0.1	0.1											0.1	3.5
その他物質 (33物質)	0.7	2.1	0.1	0.4	0.1	0.8	0.4	6.9	0.3	13.2	0.0	0.4	0.1	4.8
合計	34.0	100	16.0	100	6.5	100	5.6	100	2.3	100	2.2	100	1.4	100
河川別排出割合	100.0		47.0		19.2		16.4		6.7		6.5		4.2	

(注)河川別の排出量中, 排出割合が3%未満の物質については, その物質として集計していません。

出典：広島県ホームページ；(http://www.pref.hiroshima.jp/eco/g/g1/14prtr/detai3.htm)

## 5-2-2 必要性に係る検討

### (1)自治体からの意見

自治体アンケートからは、68自治体中の延べ件数として、市町村別の集計を希望する意見が3件、市町村別の届出外排出量の推計を希望する意見が6件あった。その他の主な意見は以下のとおり。

- ・ 事業者の自主的な管理の改善がどれほど進んでいるのかが分かるような指標を公表
- ・ 数値データの公表のみではなく、それを踏まえた問題提起や今後の対策を追加
- ・ 国の集計段階で、市町村別・メッシュ別の排出源別・物質別集計結果を公表
- ・ 国において地方自治体ごとに分けた集計を行い、国と併せて地方自治体が公表
- ・ 届出外推計データの詳細な情報提供を希望
- ・ 市民に対して、より身近にわかりやすく関心を抱くような公表

### (2)考察

現状では届出された単年度分の数値を業種別や対象化学物質別、地域別等で単純集計しているに留まっており、それ以上の積極的な解析結果は公表されていない。化管法の本来の目的に立ち返って考えると、集計・公表のあり方について、以下のような視点から検討することが必要と考えられる。

- ・ 排出量等の経年変化を積極的に解析することにより、化管法の目的に合致する。
- ・ 物質毎の毒性を加味した集計・公表を行うことにより、事業者や国民にリスクについての適切なメッセージを発信することが可能になる。